

令和4年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

付託議案審査

- 議案第5号「令和4年度三重県一般会計予算」
..... 1頁
- 議案第57号「令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）」
..... 7頁
- 議案第34号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」
..... 9頁

令和4年3月14日

警察本部

警察本部

令和4年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和4年中の県警察の運営重点は

- ① 子供・女性等を守る取組と犯罪対策の推進
- ② 検挙の徹底に向けた的確な犯罪捜査の推進
- ③ 総合的な交通事故抑止対策の推進
- ④ テロの未然防止に向けた対策と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進
- ⑤ サイバー空間の脅威に対処するための取組の推進
- ⑥ 犯罪被害者等支援の推進

とし、これらに必要な予算を編成しました。

2 主な重点項目

【警察本部 222-0110】

- (1) 交通安全施設整備事業 予算額 1,861,814千円 [交通規制課]
(1,875,580千円 ※R3年度1月補正予算含みベース)

老朽化した信号制御機、信号柱、信号灯器の更新、歩行者支援システムの整備、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを行うなど交通安全施設等の更新、整備を行います。

- (2) 警察官駐在所等整備事業 予算額 212,179千円[会計課・地域課]
朝日町に交番を新設します。また、老朽化した交番1か所の建替工事に着手するほか、駐在所5か所を建て替えます。

- (3) 警察署庁舎整備事業 予算額 111,783千円 [会計課]
大台警察署の建替整備に向けて基本・実施設計を行います。また、尾鷲警察署の大規模改修に向けて基本・実施設計を行うほか、仮設庁舎の整備を行います。

- | | |
|---------------|----------|
| ① 大台警察署の建替整備 | 67,816千円 |
| ② 尾鷲警察署の大規模改修 | 43,967千円 |

- (4) 庁舎等施設整備事業 予算額 259,456千円

[会計課・刑事企画課]

緻密かつ効率的な鑑定を可能とし、捜査力を強化するため、科学捜査研究所の独立庁舎整備に向けて基本・実施設計を行います。また、脱炭素社会の実現に向けて、警察施設における照明のLED化を進めます。

〈主な事業〉

- | | |
|------------------|----------|
| ① 科学捜査研究所整備 | 28,075千円 |
| ② 照明のLED化(113施設) | 16,680千円 |



①交通安全施設等

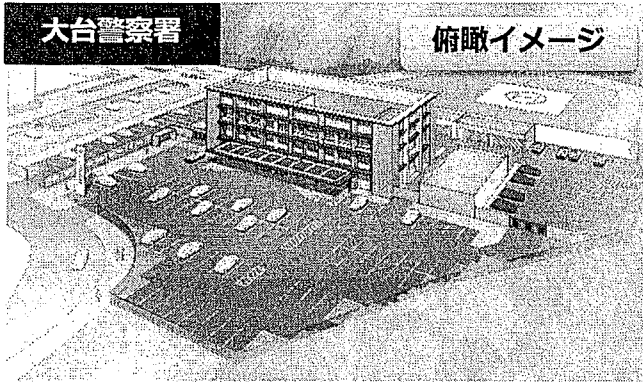
※金額はR3年度1月補正予算含みベース

老朽化した信号制御機、信号柱、信号灯器を更新します。 (LED信号灯器600灯(前年度比約10倍)信号柱110本(前年度比約1.5倍)) 信号交差点で視覚障がい者等を誘導する歩行者支援システムを整備します。	約7億7,500万円
見えにくくなった横断歩道、停止線、止まれ文字等を塗り替えます。	約5億6,500万円
見えにくくなった路側標識等を更新します。	約1億7,400万円
交通管制システムの更新を行うほか、交通環境の変化に応じて交通規制を見直します。	約3億6,200万円
	約18億7,600万円 (前年度比約1.3倍)



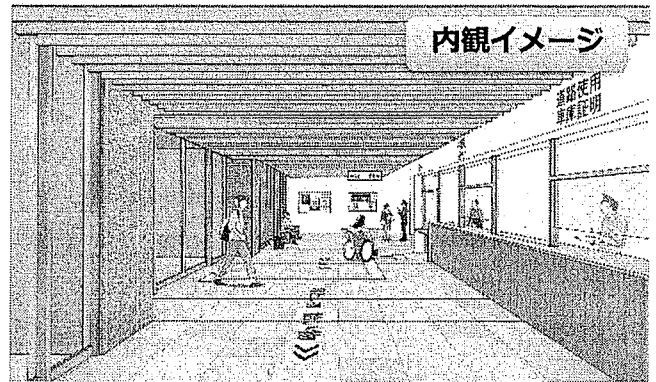
②交番・駐在所

朝日町に交番を新設します。	約5,600万円
老朽化した交番1か所を建て替えるための工事に着手します。 老朽化した駐在所5か所を建て替えます。	約1億5,600万円
	約2億1,200万円

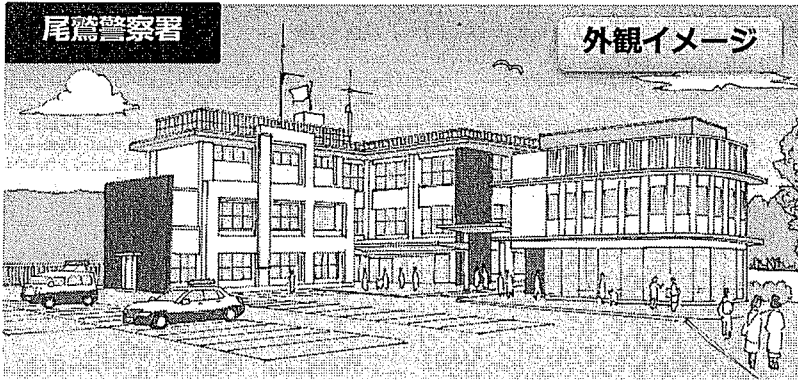


大台警察署

俯瞰イメージ

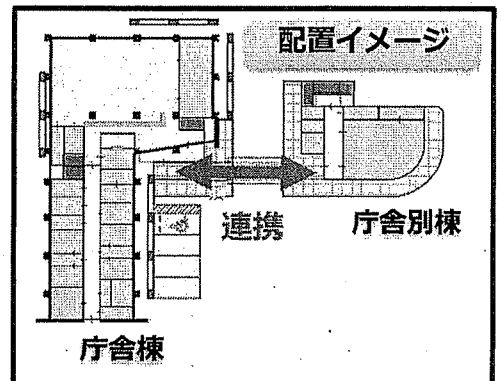


内観イメージ



尾鷲警察署

外観イメージ



配置イメージ

庁舎棟

連携

庁舎別棟

③警察署

大台警察署の建替整備に向けて、基本設計と実施設計を行います。	約6,800万円
尾鷲警察署の大規模改修を行うため、基本設計と実施設計を行うほか、仮設庁舎の整備を行います。	約4,400万円
	約1億1,200万円



建設予定地



警察本部

④科学捜査研究所

DNA型の鑑定やカメラ映像の解析等を行うため、科学捜査研究所の独立庁舎整備に向けた基本設計と実施設計を行います。	約2,800万円
--	----------

3 その他の主要事業

【警察本部 222-0110】

事業の内容	担当課
<p>〈災害対応力の充実・強化〉</p> <p>1 (一部新) 災害警備対策事業 25,268千円 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 災害等発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するために、移動指揮車と高い情報収集機能を有するドローン等の装備資機材を整備します。</p>	警備第二課
<p>〈犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 通信指令室機器維持管理事業 515,144千円 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 通信指令システムの更新整備にあわせ、現場で活動する警察官と画像をリアルタイムに共有できるようにするなどの機能強化を図ります。</p> <p>2 (一部新) 情報化基盤運営事業 248,232千円 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 2 警察本部費) 警察業務における行政手続のオンライン化や事務の効率化を図るため、情報システムの開発・運用に必要な人材の育成や機材の整備などの環境構築を行うほか、既存の情報システムの更新、端末の整備を行います。</p>	<p>通信指令課</p> <p>総務課 情報管理課</p>

4 令和4年度当初予算 警察費項目別予算額

(単位:千円)

項・目	令和4年度 当初予算(A)	令和3年度 当初予算(B)	増減 (A-B)	主な増減内容
警察管理費	34,461,308	34,745,117	-283,809	
(補正予算含み)	(34,461,308)	(34,881,456)	(-420,148)	
公安委員会費	7,097	7,119	-22	
警察本部費	32,675,576	32,893,300	-217,724	人件費(-219,526) 職員給料、期末勤勉手当等各種手当の減額
装備費	366,881	498,567	-131,686	ヘリコプター運用・維持費(-144,165) ヘリコプター特別点検等費用の減額
警察施設費	583,418	385,465	+197,953	庁舎等施設整備費(+207,434) 科捜研独立庁舎整備、照明のLED化等に伴う増額
(補正予算含み)	(583,418)	(521,804)	(+61,614)	
運転免許費	805,883	932,455	-126,572	高齢者講習実施費(-132,022) 制度改正による受講者数の減少等に伴う減額
恩給及び退職年金費	22,453	28,211	-5,758	
警察活動費	4,176,255	3,709,039	+467,216	
(補正予算含み)	(4,190,021)	(3,709,039)	(+480,982)	
一般警察活動費	301,891	306,231	-4,340	
刑事警察費	1,008,059	935,915	+72,144	通信指令室機器維持管理費(+207,042) 通信指令システムの高度化更新に伴う増額
				テロ等対策費(-179,642) 国体等対象警備の減少に伴う減額
交通指導取締費	471,989	435,660	+36,329	
交通安全施設整備費	2,394,316	2,031,233	+363,083	交通安全施設整備事業(+376,651) ※補正予算含み(+390,417) 交通安全施設等の更新数の増加に伴う増額
(補正予算含み)	(2,408,082)	(2,031,233)	(+376,849)	
警察費合計	38,637,563	38,454,156	+183,407	
(補正予算含み)	(38,651,329)	(38,590,495)	(+60,834)	

補正予算含みの予算額は、令和3年度1月補正予算、令和2年度2月補正予算を含んだ予算額

5 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
警務警察運営用機器賃貸借に係る契約	令和5年度	66 千円
情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	105,660 千円
警察施設照明機器(LED)賃貸借に係る契約	令和5年度～令和14年度	316,920 千円
三重県警察通信指令システム機器等賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	1,511,183 千円
警察本部代表電話自動音声案内システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,442 千円
採用試験問題作成等委託に係る契約	令和5年度	1,360 千円
組織犯罪対策情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	38,403 千円
写真集中処理用機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,886 千円
指掌紋情報管理システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	324,818 千円
科学捜査機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	11,785 千円
交通情報総合管理システム等機器保守委託に係る契約	令和5年度～令和8年度	10,920 千円
交通管制センター上位装置機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和9年度	200,246 千円
交通事故事件捜査機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和9年度	861 千円
放置車両確認事務委託に係る契約	令和5年度～令和7年度	61,174 千円
運転免許センター代表電話自動音声案内システム賃貸借に係る契約	令和5年度～令和10年度	2,174 千円
運転免許証交付等事務用機器賃貸借に係る契約	令和5年度～令和6年度	28,029 千円
高齢者講習関係賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	14,124 千円
停止処分者講習関係賃貸借に係る契約	令和5年度～令和11年度	44,616 千円
科学捜査研究所庁舎整備に係る設計業務委託	令和5年度	74,159 千円
尾鷲警察署庁舎整備に係る仮設庁舎レンタル料	令和5年度～令和6年度	158,400 千円
交番建築工事費(鳥羽駅前交番)	令和5年度	59,521 千円
警察職員住宅修繕・建替事業(四日市、紀宝地区)	令和5年度～令和23年度	360,453 千円

議案第57号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第20号) 警察本部関係

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	34,317,817	▲ 87,171	34,230,646	
公安委員会費	6,577	▲ 198	6,379	
警察本部費	32,362,018	▲ 125,606	32,236,412	人件費(▲43,091) 職員給料、各種手当等の再算定に伴う減額 警察職員退職手当(▲53,680) 退職手当の再算定に伴う減額
装備費	502,854	15,519	518,373	警察活動車両用燃料費の増額(+17,304)
警察施設費	490,851	▲ 620	490,231	警察官駐在所等整備費(▲5,420) 交番建築工事測量業務委託料等の減額 庁舎等施設整備費(+4,800) 警察施設浸水対策調査委託料等の増額
運転免許費	929,853	24,430	954,283	高齢者講習実施費(+27,145) 高齢者講習委託料等の増額
恩給及び退職年金費	25,664	▲ 696	24,968	
警察活動費	3,596,612	▲ 50,789	3,545,823	
一般警察活動費	296,457	▲ 3,686	292,771	警察運営諸費(▲2,518) 旅費等の減額
刑事警察費	821,858	▲ 6,762	815,096	捜査支援システムの整備事業費(▲2,846) 捜査支援システム移設工事費等の減額
交通指導取締費	428,130	▲ 10,788	417,342	自動車保管場所適正管理費(▲4,848) 現地調査委託料等の減額
交通安全施設整備費	2,050,167	▲ 29,553	2,020,614	県単交通安全施設整備費(▲15,989) 歩行者支援システム(高度化PICS)設置工事費等の減額 交通安全施設維持管理費(▲9,658) 通信運搬費・光熱水費の減額
警察費合計	37,914,429	▲ 137,960	37,776,469	

〔繰越明許費〕

(単位：千円)

事業名	内容	金額	繰越理由
警察署庁舎整備費 (124,848)	大台警察署建替整備	65,416	大台警察署の建替整備に係る設計において、契約相手方が前金及び出来高金の請求を辞退したため。 (44,145) 大台警察署の建替整備に係る地質調査において、調査内容の再検討を行うにあたり不測の日数を要したため。 (21,271)
	尾鷲警察署大規模改修工事	59,432	尾鷲警察署の大規模改修に係る設計において、契約相手方が前金及び出来高金の請求を辞退したため。
県単警察施設整備費 (95,562)	警察本部庁舎中央監視装置改修工事	43,585	半導体不足の影響により、資材の調達に不測の日数を要したため。
	いなべ警察署空調整備更新工事	44,352	半導体不足の影響により、資材の調達に不測の日数を要したため。
	警察施設浸水対策調査	7,625	警察施設の浸水対策のための調査費について、調査内容の再検討を行うにあたり不測の日数を要したため。
合 計		220,410	

【議案補充説明】議案第34号

「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正の経緯

道路交通法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、三重県警察関係手数料条例（平成12年三重県条例第22号）の一部を改正し、道路交通法関係手数料では、運転技能検査手数料及び若年運転者講習手数料の規定を新設し、高齢者講習の区分及び手数料の改定等を行うほか、銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料では、許可証書換え手数料の額を改定するものである。

2 三重県警察関係手数料条例の一部改正の概要

(1) 道路交通法関係

手数料の種別・区分		現行	改正	変動額		
講習 手数料	高齢者講習 (70歳以上75歳未満)	合理化(小特以外)	5,100円	区分の 見直し	—	
		合理化(小特のみ)	2,250円		—	
	高齢者講習 (75歳以上)	合理化(小特以外)	5,100円		—	
		高度化(小特以外)	7,950円		—	
		臨時(小特以外)	5,800円		—	
		合理化(小特のみ)	2,250円		—	
		高度化(小特のみ)	4,450円		—	
		臨時(小特のみ)	2,350円		—	
	高齢者講習	普通自動車対応免許(運転技能検査対象者を除く)	区分の 見直し		6,450円	—
		普通自動車対応免許以外及び運転技能検査対象者			2,900円	—
若年運転者講習		新設	1時間あたり 2,250円	—		
認知機能検査手数料		750円	1,050円	+300円		
運転技能検査手数料		新設	3,550円	—		
チャレンジ講習手数料		2,650円	削除	—		
特定任意高齢者講習手数料		1,800円	削除	—		

※小特…小型特殊免許

手数料の種別・区分	現行	改正	変動額
認知機能検査員講習手数料	1,400円	1,450円	+50円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	800円	1,200円	+400円

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法関係

「許可証書換え手数料」を1,800円から1,600円に減額する。

3 施行日（予定）

(1) 道路交通法関係

令和4年5月13日

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法関係

令和4年4月1日

議案第三十四号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（道路交通法関係手数料） 第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一〜十二 （略） 十三 法第九十一条又は第九十一条の第二項に規定する運転することができ、自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料 十四〜二十六 （略） 二十七 法第八十条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者 通知手数料</p>	<p>（道路交通法関係手数料） 第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。 一〜十二 （略） 十三 法第九十一条に規定する運転することができ、自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料 十四〜二十六 （略） 二十七 法第八十条の二第一項第十号又は同項第十三号に掲げる講習を受けようとする者 通知手数料 二十八 法第八十条の二第二項の規定による講習で公安委員会規則で定めるものを受けようとする者 チャレンジ講習手数料 二十九 （略） 三十 政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を受けようとする者 特定任意高齢者講習手数料</p>
二十八 （略）	

手数料	区分	手数料	別表第七(第八条関係) 備考(略)	五 (略)	七 十 (略)	数 料	え 手	書 換	可 証	六 許	一 五 (略)	の 種 別	区 分	の 手 数 料 額	2 (略)	別表第六(第七条関係)	<p>二十九 (略)</p> <p>三十 法第百十二条第一項第五号の四の規定による運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。)が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二十六号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(その他の手数料)</p> <p>第十一条 地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者 認知機能検査講習手数料</p>
手数料	区分	手数料		別表第七(第八条関係) 備考(略)	五 (略)	七 十 (略)	数 料	え 手	書 換	可 証	六 許	一 五 (略)	の 種 別	区 分	の 手 数 料 額	2 (略)	別表第六(第七条関係)

種別	一、二	十五	二十六
(略)	(略)	(略)	講習法第百八条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下このに掲げる表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七條の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第三十一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習
の額	(略)	(略)	六千四百五十円

種別	一、二	十五	二十六
(略)	(略)	(略)	講習法第百八条の五第一項第一種運転免許又は第二種免許(以下このに掲げる者において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七條の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第三十一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習
の額	(略)	(略)	五千五百円

【第 34 号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案】

二種運転免許
であつて普通
自動車対応免
許以外のもの
のみを受けて
いる者に対す
る講習

づいて行うも
のに限る。）

当該認知機	七千九	能検査の結	百五十	果が認知症	円	のおそれが	あることそ	の他の認知	機能が低下	しているお	それがあ	ことを示す	ものとして	府令第三十	九条に規定	する基準に	該当するも	の	小型特殊自動	五千八	車免許以外の	百円	第一種運転免	許又は第二種	運転免許を受	けている者に	対する講習(法	第百一条の七	第四項の規定	により認知機	能検査の結果	に基づいて行	うものに限	る。)	小型特殊自動	二千二	車免許のみを	百五十
-------	-----	-------	-----	-------	---	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	--------	-----	--------	----	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-----	--------	-----	--------	-----

【第 34 号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案】

二十八 (略)	二十七 (略)		法第百八条の二第一 項第十五号に掲げる 講習		法第百八条の二第一 項第十三号に掲げる 講習		
(略)	(略)	二千円	講習一 つきの 時間に	円百五十	講習一 つきの 時間に	(略)	(略)

二十九 (略)	二十八 チャ レン ジ 講習 手数料	二十七 (略)	法第百八条の二第一 項第十四号に掲げる 講習		法第百八条の二第一 項第十三号に掲げる 講習		九条に規定 する基準に 該当するも の
(略)	円百五十	(略)	講習一 つきの 時間に		(略)	二千三百 円	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第百一条 の七第四項の 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行うものに 限る。)

別表第十二(第十一條關係)		別表第十二(第十一條關係)	
備考(略)	料手数検技運三 数查能転十	料手数検機認 数查能知九	料手数検機認 数查能知一
手数料の種別 一〇七(略)	手数料の種別 一〇七(略)	手数料の種別 一〇七(略)	手数料の種別 一〇七(略)
八 認知機能検査員講習手数料 自動車安全運転セン ターが行う研修等を 受けた者に対する講 習	八 認知機能検査講習手数料 自動車安全運転セン ターが行う研修等を 受けた者に対する講 習	八 認知機能検査講習手数料 自動車安全運転セン ターが行う研修等を 受けた者に対する講 習	八 認知機能検査講習手数料 自動車安全運転セン ターが行う研修等を 受けた者に対する講 習
千四百 五十円	千四百 五十円	千五百 十円	千八百 十円
の 額	の 額	の 額	の 額

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、同年四月一日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。